

## 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

令和8年4月3日上下水道部長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (研修の目的)

第2条 研修は、指定工事事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資することにより、市民への安全・安心な給水を図るため、市から指定工事事業者に対して必要な情報の提供等を行うことを目的とする。

### (研修対象者)

第3条 研修は、指定の更新(5年ごとの更新手続き)を行う指定工事事業者を対象とし、受講者はこの研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者とする。

### (研修通知)

第4条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、指定の更新申請に関する案内と研修に関する案内を併せて指定工事事業者に通知するものとする。

### (研修方法)

第5条 指定工事事業者は、次の手順で研修を受講するものとする。

- (1) 那覇市上下水道局ホームページ上で指定された研修資料を印刷する。
- (2) 研修資料を熟読し、内容を確認したうえで所定のチェック欄にチェックをいれる。

### (受講記録)

第6条 指定工事事業者は、研修を受講後、研修資料の末尾に次の必要事項を記入し及び押印するものとする。

- (1) 受講日
- (2) 事業者名
- (3) 所在地
- (4) 代表者名

2 指定工事業者は、研修資料を指定の更新申請時に提出するものとする。

(研修資料)

第 7 条 管理者は法令改正等があった場合は、必要に応じ研修資料を見直すものとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。